

相・続・通・信 第9号



相続手続支援センター

松本駅前店

〒390-0817 長野県松本市巾上 13-6

TEL0263-35-6481 / FAX0263-87-2117

長野駅前店

〒380-0921 長野県長野市栗田 292 番地

TEL026-223-1322 / FAX026-291-4163

ブログ：<http://blog.goo.ne.jp/souzokumatamoto>

相続手続支援センター

相続セミナー遺言信託編 「知って得する遺言の活用」

弊社グループ法人である㈱マスネットワークは今年1月に㈱日本エスクロー信託の信託契約代理店として登録を完了致しました。また弊社相続手続支援センター長野・松本は、㈱日本エスクロー信託と相続関連業務で業務提携を行うことになりました。これにより、いわゆる「遺言信託」や遺産整理業務をご依頼いただくことが可能となります。ただ「遺言信託」といっても一般的にはあまり馴染みが無く、「遺言信託」に関するご質問や疑問の声をよく伺います。そこで㈱日本エスクロー信託の特別顧問である井村典夫先生をお招きして、相続セミナー遺言信託編『知って得する遺言の活用』と題して、セミナーを開催いたします。

日 程：6月20日(土)

会 場：長野 ホクト文化ホール(長野県民文化会館)

第2会議室 10:00~12:00

松本 松本市勤労会館(松本勤労者福祉センター横)

2階 第4会議室 15:00~17:00

定 員：30名 定員になり次第締め切らせて頂きます

参加費：無 料(要予約・先着受付順) 講 師：株式会社日本エスクロー信託 特別顧問 井村典夫氏

遺言書を作成しておきたい事例 遺言書の作成方法と保管 円満な資産承継のポイント

について、専門家がわかりやすくご説明致します。

講師にお招きした井村先生は、1級ファイナンシャルプランナーであり、平成12年UFJ信託銀行を退職された後、現在では社団法人中高年齢者雇用福祉協会の主任講師、東京都厚生年金基金協議会の専任講師でられます。最近の講演活動としてはライフプラン：キャリア(生きがい)開発、経済・年金プラン等のセミナー、個人の税務や法務知識(確定申告、保証人、成年後見など)についての講演、財産の管理・運用・借入、不動産売買・活用、相続・遺言書作成についてのご相談など幅広くご活躍されておられます。著書に「シニアのための遺言・相続読本」、「資産の管理・運用について」等がございます。

今回のセミナーでは事例を交えてお話頂きますので、お気軽にご参加下さい。



お知らせ

相続手続支援センター長野駅前店ですが、この度移転いたしました。新事務所は、個室もあり、スペースも広くなり、皆様がよりお話をしやすいつくりになっています。幸い長野駅東口近くの便利なところに位置しておりますので、近くにおいでの際は、お気軽にお立ち寄りいただければ幸いです。これを機に、社員一同尚一層業務に専念し、皆様のお役に立てればと存じますので、何とぞご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

(移転先)住所

〒380-0921 長野市栗田292番地

電話番号

0120-491-322(フリーダイヤル)・026-223-1322

不動産の名義変更（相続登記）と固定資産税

日々の相続手続の中で、一番多くご相談いただくのが亡くなられた方の土地・建物などの不動産の名義変更（相続登記）になります。

相続登記は、相続税の申告と異なり、いつまでにしなければならないという期限はありません。ただし相続登記をそのままにしておくと、

- ・ 不動産を売却することが困難になる。
- ・ 金融機関からその不動産を担保にお金を借りることが難しくなる。
- ・ 新たな相続が発生し、相続人の数が増え、日頃付き合いのない相続人との間で遺産分割協議をすることとなり、話し合いがまとまりにくくなることが多く、**相続手続が複雑になる**。

（ご相談をいただく中でも、「相続登記を何年も放っておいて、いざ相続登記をしようと思ったら、相続人が分からない」というケースが希にあります。）

その結果、戸籍・住民票等の収集に**余計な時間や費用がかかる**ことが多々あります。

そもそも相続登記に係る**登録免許税**は、土地・建物の**固定資産税評価額**（5月に届く納税通知書に載っています） $\times 0.4\%$ の金額となります。第8号の相続通信でもお伝えしましたが、**今年平成21年は、この固定資産税評価額の評価替えの年になります**。昨今の経済情勢を鑑み、今回の評価替えでは下落する土地が多くなるのが考えられますが、区画整理が完了した地域など、一部の土地では局所的に上昇することも考えられます。その結果、土地の評価額が上がって、**登録免許税が高くなる**といった事態が生じてしまう可能性も無いとは言えません。

手続きを後回しにして、手続きが複雑化したり、不本意な費用が発生することがないように、できる限り早めに相続登記をすることをお奨め致します。

固定資産税の納税通知書をご覧になられて、ご心配な方がいらっしゃいましたら、相続手続支援センターまでお気軽にお問い合わせ下さい。

相続“豆”知識

Q

「遺言信託」ってなんですか？

A

「遺言信託」とは主に

遺言に関する事前のご相談

遺言書の作成に関する助言

遺言書保管ならびに遺言執行をしてもらうサービスのことです。

遺言をしたいけれど、どのように自分の財産を分配するのがよいのか？という心配がある方、いらっしゃるかと思います。節税を図るための分配方法、相続人間の争いごとを避けるための分配方法等、専門家のアドバイスが受けられます。また、遺言書を作成した後の保管もしてもらえます。定期的に現況確認をしてくれますので財産の変動や、相続させたい方の変更に応じて、遺言内容を見直してもらえたりします。相続開始後は、遺言執行者として、遺言書の通りに財産が分けられるように手続をしてくれます。相続人が仕事で忙しい、体が不自由で名義の変更の手続をするのが負担だったりする場合には、全てお任せできるといったメリットがあります。

今回表面にてお知らせしました6/20セミナーでは、大手信託銀行で長年、相続関係のチーフアドバイザーをされていたという信託の専門家に「遺言信託」についてお話していただく予定です。ご興味のある方、是非ご参加下さい。